

地域と鉱物資源

原 田 洋一郎

- I. はじめに
- II. 鉱物資源の領有と開発
 - (1) 近世における鉱物資源の領有と開発
 - (2) 明治初期の鉱物資源に関する施策
- III. 江戸後期における地域社会と鉱物資源
 - (1) 江戸中後期の武蔵国中津川村における鉛山開発
 - (2) 鉱物資源開発へ向ける村民の視線
- IV. 明治初期における地域社会と鉱物資源
 - (1) 明治初頭における神岡鉱山の開発
 - (2) 神岡鉱山の近代化と船津町商人
- V. おわりに

I. はじめに

鉱物資源は、地域と時代を問わず、産業や経済にとって重要なものであった。近代国家の鉱業に関する法規においては、ほぼ例外なく、その開発に関する権利は国家に属するとされている¹⁾。歴史的にみても、鉱物資源、とりわけ金銀銅の主たる需要は、貨幣鑄造の原料、海外との交易品などといったものであり、その領有、支配はその時代における権力者に帰する例が多かった。そうしたことから、鉱物資源に関しては、国家（領主）の領有、管理のあり方が注目され、実質的な開発に関しては、富裕な山師や企業といった有力な開発主体の経営や技術のあり方が専ら問題とされてきた²⁾。

一方、鉱物資源を産する地域に生活してき

た人びとと鉱物資源との関係については、十分に注目されてきたとはいいがたい。検討の場にあげられるにしても、多くの場合、対象は鉱山集落に暮らす人びとにほぼ限られ³⁾、鉱山周辺の地域に関しては、地域経済に及ぼす鉱山の影響の大きさ、鉱山周辺地域の従属的な立場が強調されるに留まることが多かった⁴⁾。

だが、鉱物資源の開発が同一の場所で長期間にわたって繁栄のもとに行われた例は、それほど多かったわけではない。周辺地域への影響も、善きにつけ悪しきにつけ、永続的ではなかった。また、有力な開発主体は、しばしば国家の利益、より広域的な経済活動における自身の利益を目的として地域を訪れる外来の者であり、その利害は必ずしも地域の住民のそれと一致するとは限らなかった。

鉱物資源を産する地域の歴史は、地域の人びとが自らの生活を維持しようとする営みと、国家や外来の開発主体による開発拡大への努力とのせめぎ合いの歴史であり、その過程を通じて、その地域特性が形成されていったとみることもできる。

このようにみると、地域に生きる人びとが、鉱物資源とどのように対峙してきたか、ということは、より重視されて然るべきであると思われる。文化人類学の分野のものではあるが、パプアニューギニアの金鉱山の開発における、多くのエスニック・グループから成る地域社会とグローバルに活動する鉱業企業と

キーワード：鉱物資源、地域社会、中津川村鉱山、神岡鉱山

の関係のあり方について検討したA. ゴルブの業績のように⁵⁾、地域社会と資源開発の主体たる企業との関係に注目する業績もみられるようになってきた。

ここでは、鉱物資源を有する地域に生活した人びとが、どのように鉱物資源を捉え、これとどのように関与したかについて、近世から近代へと移行する時期における具体的な事例に即して検討することにする。

まず、次章で、近世～近代初頭における国家(領主)の鉱物資源の領有、支配、開発の姿勢を概観する。Ⅲ章では、武蔵国秩父郡中津川村(現埼玉県秩父市中津川)の事例を通じて、地域住民が江戸末期における鉱物資源の開発をどのように捉えていたかを検討する。Ⅳ章では、鉱山業の近代化の時期における地域住民の対応について、神岡鉱山(現岐阜県飛騨市)の周辺地域の事例をもとに検討する。

Ⅱ. 鉱物資源の領有と開発

(1) 近世における鉱物資源の領有と開発

16世紀後半は、近代化以前におけるわが国の金銀鉱山開発の一大画期とされる。小葉田淳によれば、この画期は、諸国の大名による金銀確保への熱意によって実現したものであったという⁶⁾。

全国統一を果たした豊臣秀吉は、金銀山は公儀のものであるとして、生野銀山や多田銀山を直轄し、大名領の鉱山からも運上を上納させた。江戸幕府においては、石見、生野、佐渡、伊豆といった金銀山とその所在地が直轄地に編入され、諸大名領の鉱山についても、開発の際には幕府への報告が求められ、少なくとも江戸初期には、そこからの運上は一旦幕府に献納された⁷⁾。

鉱況の如何などにより、それぞれの鉱山の領有、支配のあり方は様ではなかった。近世における鉱山の領有形態には直山と請山^{じきやま}があった。前者には奉行等が置かれ、鉱山の支

配と運上諸役の取り立てにあたった。後者は、所定の運上を納めた山師らによって、一定期間の鉱山稼行が請け負われたものである。一般に重要な金銀山が直山とされたといわれるが⁸⁾、一方で鉱物産出量が著しく減少した17世紀後期～18世紀初頭に、大規模な排水坑や通気口など、復興に不可欠ながら、それ自体は利益に直接はつながらない事業が、当該鉱山を直山とした上で、幕府や諸藩の出資によって実施されたという例もあった⁹⁾。いずれにせよ、直山は、領主の関与がより直接的な開発形態であったといえるが、18世紀初頭以降、鉱山への幕府の直接的な関与は減退する傾向にあった¹⁰⁾。

1695(元禄8)年10月、折からの貨幣改鑄に際して、「国々所々にて金銀銅山之有におゐては無遠慮為掘可被申候、金山銀山ハ為掘候義、被致遠慮候様に粗沙汰有之候=付為心得申達候」¹¹⁾と、諸国において金銀銅山の開発を奨励する触書が出された。同様の触書は、以後も折に触れ出された。18世紀半ば以降、国内で多数の中小規模鉱山が開発されたが、このような、幕府による鉱山開発の奨励はその背景のひとつとなっていたと考えられる。

これに依って、稼行中の鉱山や近隣の町場出身の鉱山業者(山師・金名子など)によって試掘が行われ、有望とみられた山については、三都や他の商人、鉱山周辺の町や村の富裕者が出資して、開発が進められた。17世紀後期より発展した大規模な銅山が、泉屋や大坂屋などの大坂の銅吹商人によって開発されていたことはよく知られているが¹²⁾、幕末に近くなると、複数の鉱山の開発を自ら出願し、配下の手代を鉱山へ派遣して開発を行う都市商人の例もみられるようになった¹³⁾。

長谷川成一は、荻生徂徠の『政談』における言説をあげて、18世紀初め頃には「公儀の山」という観念は、領主層ばかりでなく学識者にも共有されていたことを指摘しつつも、実際には江戸期を通じてすべての鉱山にその

原則が貫徹されたわけではなく、さらに金銀山の衰退に伴って、ほとんど内実を失いつつあったと述べている¹⁴⁾。そこでは、領内の鉱物資源の開発にあたっては、藩の裁量に任せられるところが大きかったことが主張されているのであるが、藩にしても、多大な開発費の捻出は不可能であり、実質的な開発はしばしば領内、あるいは三都の都市商人に委ねられたのであった。商品経済の発達によって、領主経済のみでなく民間の経済にとっても、鉱物資源の重要性が増しつつあった中、幕藩領主の財政悪化は、鉱山復興や新たな鉱山開発へ向けての、それ以上の出資を不可能とし、鉱物資源の開発は民間の資力に頼らざるを得なくなったのであった。

(2) 明治初期の鉱物資源に関する施策

1968(明治元)年12月、生野に鉱山司生野出張所が設置されたのを皮切りに¹⁵⁾、多くの鉱山が官営鉱山へ編入された。これら官営鉱山へ御雇外国人技師が派遣され、西欧の鉱業技術を導入した鉱山業の近代化が図られたことはよく知られている。もっとも、長期にわたって模範鉱山として稼行された鉱山はごくわずかに過ぎず、大多数の鉱山は数年稼行されたのみで廃業に至っている¹⁶⁾。1872(明治5)年までに官営とされたのがいずれも金銀山であり、そこで産出された金銀は貨幣鑄造用として大蔵省、または大阪出納寮へ送られていたという佐々木正勇の指摘からも知られるように¹⁷⁾、最初期における官営鉱山の設置の主たる目的は、幣制確立のために、できるだけ多くの貨幣地金を確保することにあった。

同じ目的のもとに、民間の活力を導入した鉱山開発も奨励された。1868(慶応4)年2月、大坂過書町にあった銅座会所が会計官事務局所属の銅会所とされ、同年4月10日の太政官布告227号をもって、諸国の出銅、古銅のすべてを銅会所へ送ることが示達された。これは、旧幕時代の施策をほぼそのまま引き

継いだものであったといえる。

1869(明治2)年2月、行政官布告177号の冒頭の項に「鉱山開拓之儀ハ其居住之者共故障筋無之候ハ、其支配之府藩県へ願之上堀出不苦候、府藩県ニ於テモ旧習ニ不泥、速ニ差免可申事」¹⁸⁾とある。これについて、従来は山師等一定の資格あるものでなければ容易に幕藩領主の許可を得られなかった鉱山の開発を、ひろく一般私人に解放した画期的なものであるという評価がなされているが¹⁹⁾、江戸後期にはすでに、商人など、山師以外の者に鉱山開発が認められた例が少なくなかったことは、前節で触れた通りである。むしろ、この布告については第3項に「金銀銅共鉱山司ニテ定位相立置候工共、時之相場ヲ以売買致シ候儀不苦候事、但外国へ売渡之分ハ屹度運上所へ届之上可取計、若密売有之二於テハ嚴重ニ処置可有之事」とあり、外国人へ鉱物を売却する場合に届け出が必要とされるのを除き、時々の相場による金銀銅の自由な売買が解禁されたことに重要な意義があると思われる。いずれにせよ、ここからは、民間の鉱山開発を奨励し、金銀銅の増産を図ろうとした新政府の意図を読み取ることができよう。

1872(明治5)年に頒布された「鉱山心得書」には、鉱物は悉く政府の所有物にして、国民は政府の請負稼を許可されるものであると、「鉱物王有」の原則が明示されるとともに、外国人を国内の鉱業から排除した「本国主義」が唱えられた。1873(明治6)年9月には、「鉱山心得書」で示された原理を引き継いで、わが国で最初の鉱業法規、「日本坑法」が施行された。この法規に基づき、「借区」の名称を用いて、一般私人が15年季で採鉱を許可されることとなった。日本坑法は、1892(明治25)年に「鉱業条例」が施行されるまでの約20年間にわたって、一貫して日本の鉱業に関する基本的な法規であった。

川崎茂は、この日本坑法の施行が、明治10年代にかけて小規模民営鉱山が濫立した背景

となっていたと述べている²⁰⁾。この法規の施行によって鉱山開発の機運がより高まるという効果はあったかもしれない。しかし、繰り返して述べてきたように、中小規模の民営鉱山は、江戸後期にはすでに多数存在していた。江戸期のそれらが、数ヶ月～数年の年季を区切った請負という形態であったのに対して、日本坑法による借区の期間が大幅に長期化したことには、ある程度長期的な計画に基づいた開発が期待されていたことがうかがわれるが、少なくとも経営的な側面についてみれば、江戸後期のあり方が、かなりの部分温存されることとなったのではないかと考えられ

る。旧時代の経営がひろく展開した中、官営鉱山を通じて導入された新たな技術や労働のあり方が、いかに定着していくのかについては、それぞれの鉱山の事例に即して詳細に検討する必要があるであろう。

Ⅲ. 江戸後期における地域社会と鉱物資源

(1) 江戸中後期の武蔵国中津川村における鉛山開発

武蔵国秩父郡中津川村(図1)においては、集落の中ほどに位置した桃の久保金山が慶長期頃に稼行されたと伝承されているが、18世紀以降は、集落の北側の尾根を越えた小神流

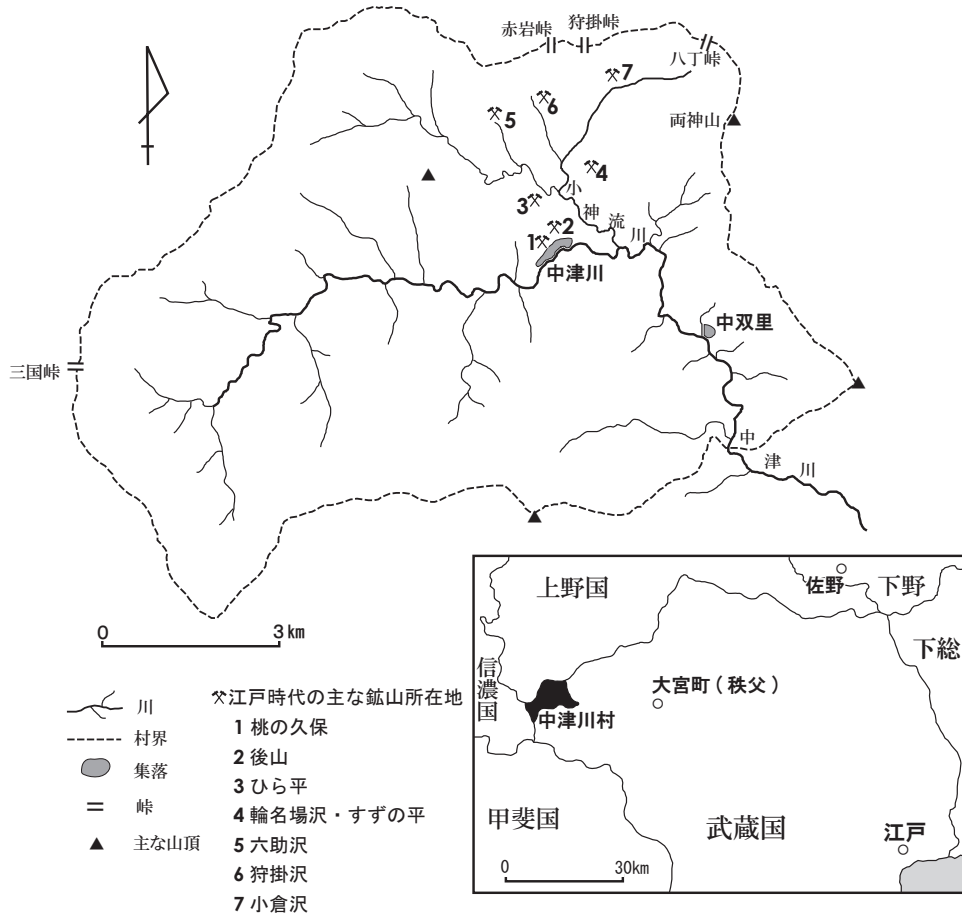


図1 秩父郡中津川村の位置と村内の鉱山

原田洋一郎『近世日本における鉱物資源開発』2011, 38頁所収の図を一部改変

川流域の「百姓稼山」域内が主たる鉱山開発の場となり、銅、鉄、銀、鉛など様々な資源の開発が断続的に行われた²¹⁾。

同時代の史料から、ある程度具体的な様相を知ることができる18世紀以降の開発においては、開発の主体は、江戸をはじめとする関東地方の富裕層であった。開発には多大な資本が必要であり、複数の者が「仲間」となって開発にあたることが多く、さらに金主が加わることがあった。19世紀に入る頃になると、金主と称される者が実質的な開発主体となる例がしばしばみられるようになった。

中津川村における鉱山開発は、多くの場合、他地域から来村した者によって行われたが、村の名主を世襲した喜兵衛の家系は、しばしば開発主体にも加わっていた。

(2) 鉱物資源開発へ向ける村民の視線

1845(弘化2)年～1859(安政6)年にかけて、江戸や下野国佐野天明町の商人の請負によっておこなわれた、村北部の字ひら平(比羅平)・字六助沢・字狩掛沢の鉛山開発は、中津川村における鉱山開発の中では比較的盛大に、しかも長い期間にわたって行われたものであった。喜兵衛とその子であった名主所左衛門は、この度の開発では、開発の実務からは一歩引き、「山先」という立場で、利益の10分の1を受け取る立場となっていた。

1851(嘉永4)年、鉛山開発主体の「不作法之稼方」のために村が困窮しているとして、村の小前百姓たちが、正当な開発の実行を開発主体に求めること、それらと馴れ合い、自家のみ利得に与ることのないよう、喜兵衛と所左衛門に迫るという事態が生じた。小前百姓と喜兵衛らとの間に交わされた議定書の冒頭には以下のように述べられている²²⁾。

当村字比羅平山_并六助沢・狩掛澤、三鉛山共_ニ大盛いたし、追々稼方手広_ニ相成、諸職人数百人入込集居、村人別之五増倍_茂住

居致、夫々金銭多分_ニ稼取、諸国集り勢之者斗格外潤色_ニ相成(中略)、諸方_江者助成_ニ茂相成候様響聞候得共、更_ニ山元村潤色無之、却_而難儀出来、此上永年稼方致候_而者必至_与困窮相嵩、百姓相続相成兼歎ケ舗奉存候、依之一同議定申合ケ條書を以右之通難儀之段申立候事

ひら平、六助沢、狩掛沢の3ヶ所の鉛山が大盛りとなったことにより、村民の5倍にも相当する職人等が入り込み、多くの金銭を稼ぎ取って豊かになり、村方にも大きな助成となったような噂があるが、実のところ潤色はないばかりか、かえって村方には難儀ばかりが増しているというのである。この文書に縷々と述べられている村方の「難儀」について、表1にまとめた。

①によれば、この度の開発では、数百人にも及ぶ諸職人の生活物資等は、すべて金主共方にて切手札との交換によって供給され、月ごとに精算されていたという。ここには、近代の鉱山における飯場と類似するあり方がみられる。鉱山を経営する側からみれば、これは合理的な方法であるといえようが、従来、諸職人への物資供給を行い、金銭の収入を得てきた村からみれば、このことは収入の機会を奪う致し方にほかならなかった。

鉱山開発が行われる際には、諸施設の立地場所の地代、燃料用の薪炭原木の代金、竈などに用いる土の代金等の額や使用可能な地所の範囲について、開発主体と村との間で対談の上、取り決めが結ばれるのが通例であった。この度もその種の取り決めは結ばれていたが、②によれば、盛山に伴って多くの儲徳分が生じたにもかかわらず、開発の成否がまだわからない段階で村側が「実意を以て」定めた安値のまま、それらが利用されていることに村民が不満を抱いていることがわかる。

③、⑤、⑦では、開発に取り掛かる際に取り決められた小字以外の場所において、開発

表1 中津川村小前百姓によってあげられた鉛山稼人の「不作法之稼方」による「村方難儀」

No.	事 項
①	大勢 ^五 佳肴其外諸品金主共方 ^二 賣渡し、毎月十二日引替之切手札を以 ^レ 商ひ致し、村方 ^三 結局不 ^レ 相成
②	実意を以物毎直安 ^二 いたし置候処、只今大盛 ^二 相成、諸人足 ^五 十倍 ^二 も相成、儲徳分 ^三 ヶ月千両金餘 ^有 之候得共、矢張先定直安 ^二 相稼候 ^者 全実意を失ひ、私欲同前薄情 ^二 御座候
③	字赤岩河原始 ^五 して柚・木挽之居小屋を作建、其向職人抱置、年中詰切 ^二 木株 ^一 刈立、則小割木間屋之如く山峯谷々切荒、普請造作木代并屋根板等 ^者 老錢も差出し不申、只少々之炭薪木代斗 ^二 四五ヶ年 ^一 之間、右之通切荒シ二里四方之処禿山 ^二 相成申候
④	去酉年十月狩掛沢、同十一月中六助沢野火 ^二 山林苗木迄焼払 ^比 羅平 ^炭 炭焼小屋より出火有之、旁以猥之義 ^二 御座候
⑤	新山 ^五 唱ひ鋪口何ヶ所 ^處 相附、諸職人餘多抱入置、当時專掘稼吹立仕候
⑥	去ル頃より六助沢・狩掛沢、両所之義 ^者 出小屋 ^五 唱ひ、沢辺谷筋 ^五 追々小屋掛、補理砂鉛取場相稼、人足大勢差入、水車建連ね、沢中掘立、泥水濁立、既 ^二 本川 ^五 流出、川丈ヶ三、四里之間昼夜黒濁 ^二 相成、川魚川虫迄 ^處 死失、第一通行悪鋪御廻状 ^送 人歩 ^日 々往來之者水底見 ^五 わからず、川越瀬毎 ^二 鉦砂泥 ^二 甚難儀仕候
⑦	右両谷(六助沢・狩掛沢)之内、焼竈 ^五 伐取候最寄之分 ^者 御年限迄勝手次第引取焼立可申段、売場証文渡置候処、其後六助沢始谷外字替り候場所 ^五 引移り、所々山々 ^五 夥鋪居小屋炭竈新規 ^二 拵立、恣 ^二 焼出申候
⑧	当三ヶ年以前より鉛吹立之煙 ^五 渡り并山炭焼 ^五 砂鉛焼竈之煙を嫌ひ、御鷹行衛不知逃去り、一向巢掛不仕、第一御巢鷹御用差支、次 ^二 村方 ^五 御褒美金頂戴不相成、是以村内不益之上歎 ^二 鋪御義 ^二 御座候事
⑨	鉛山抱人之義、四国・九州・出羽・奥州・越前・越後国々より数百人抱入置、右集り者之中女房持餘多在居仕候、右女房子供義、国々所々御閑所除通り候者を永々当地内 ^五 差置、万一非常之義 ^者 出来、関破等之後難有之候 ^者 安心不仕候間、以来国所不慥出所不知者、村方 ^五 無沙汰猥 ^二 住居被致候 ^者 片時 ^處 安心不仕候、
⑩	三鉛山諸人数村方人別之五増倍 ^五 住居仕候義 ^二 付、御取締方 ^者 勿論、人相書御尋者等其外鳴物御停止御触等を始 ^五 して不洩山々 ^五 通達仕候節、歩行番人夫相掛り、且又右大勢之中頓死頓病怪我人等之節、村役人見廻り旁日間費不少御座候
⑪	老ヶ年切替之時々可請取所、延引致居入用手間日間相掛催促 ^二 および候得共、埒明不申、漸々去戌七月 ^二 至り、老軒 ^二 僅金老 ^二 宛初 ^二 内金請取候得共、右入用雜費丈ヶ取金之内不足仕、困窮之百姓御年貢上納之引当間違誠以迷惑仕候、
⑫	依之跡山年延願 ^五 新山問掘御下知有之候節 ^者 仕法替致、万事嚴重 ^二 取極申度、將又是上名主所左衛門可請取歩一金之内、年々三拾兩村方 ^五 潤助可致議定 ^二 付、村内衆評 ^五 荒々取極割合待居候得共、右金未金主請負人共預り置、一向埒明不申候

資料：逸見家文書 嘉永4年「鉛山稼振村方難儀之事」

主体が事業を展開したことが非難され、新たな場所を利用する際には、相応の代価を支払った上で行うべきであることが述べられている。③には、当初取り決めた字以外の場所に柚・木挽きの居小屋が建設され、年間通して樹木の伐採と製材が行われた、とある。狩掛沢に水車を含め、大小棟数27軒、六助沢に20軒、ひら平には15軒が建てられ、しかもそれらが良材を用いた「大工建て」の堅牢なものであったことが、他の部分で述べられている。そうして、4～5ヶ年が経過した末、2里四方がはげ山になり、村民による山稼ぎに支障を来したというのである。⑤では、ひら

平・六助沢・狩掛沢以外の場所においても探鉱が行われ、鉦床が発見されると、「新山」と称して複数の坑口が開かれ、さらに多数の諸職人を雇い入れて、採掘ばかりか製鍊までが行われたと述べられている。従来の開発の例であれば、取り決められた場所以外に鉦床が発見された場合には、改めて村と対談の上、別の取り決めが結ばれてきたはずであったという。⑦では、定められた場所以外に居小屋、炭竈を多数設置して、地代を払うことなく大規模に製炭が行われたことが述べられている。

④、⑥、⑧では、開発に伴う山域の環境破

壊について述べられている。下線部④によれば、去酉年(1849)年10月には、狩掛沢、11月六助沢にて失火があり火災につながった。ひら平においても、炭焼小屋より出火し、「山林苗木まで」焼き払ったとある。森林資源の再生に支障が生じることは、村民にとってきわめて大きな問題であった。下線部⑥では、河川沿いに建てられた出小屋において、盛んに鉛の選鉱が行われたため、河川が汚濁され、川魚や川虫などが死に、通行のために川を越えなければならぬ際に足下がよく見えないといったことがあげられている。⑧によれば、鉛製練の煙、炭焼き、砂鉛焼籠の煙を嫌い、御巢鷹山の鷹が逃げ去ってしまい、巢が結ばれなくなったという。鉱山開発によって鷹が害を受けたということは、これまでも、鉱山稼人との争論が生じた際に、主張されてきた。江戸後期に至っては、実際に御巢鷹山から鷹が献上されることは途絶えてしまっていたが、「村が公儀から仰せつかったつとめが果たせなくなった」という主張は、鉱山開発の非を唱える際にしばしばなされた²³⁾。

⑨、⑩では、他所者の増加のために村内の治安が悪化することへの懸念が述べられている。実際に、先頃、鉛山会所詰めの者が変死するという事件が生じた。その際には、その報告のためなどに村方の者1軒につき人夫11人宛が必要となり、そのほかにも費用が多く掛かって迷惑したとある。

⑪では、諸品代金を鉛山請負人より村方へ一ヶ年ごとの切り替えの際に支払うこととなっていたが、それが延引し、催促の末、漸く昨成年(嘉永3年)支払われたことが述べられている。

⑫では、名主所左衛門が受け取る「歩一金」のうち、毎年30両宛を、村方潤助として支払う取り決めであったが、この時点でまだ支払われていないと述べられている。

全体を通して、森林資源が節度なく消費され尽くしてしまうことへの懸念が強く感じら

れる。また、鉱山開発の拡大に見合うだけの金銭的な潤助が村方にもたらされていないことへの不満が、小前百姓にはあったことがわかる。

中津川村は険しい山中に立地し、村民は、村の大部分を占める山域に設定された共有林、「百姓稼山」における板材の生産・販売や焼畑耕作を主要な生業としていた。森林資源の利用によって生計を保ってきたこの村の小前百姓らにとって、森林資源が枯渇してしまうことはたいへんな危機であり、その保全は一貫して大きな関心事であった。百姓稼山では、鉱山開発のほかにも、江戸で用いられる材木の伐採が行われることがしばしばあった。少なくとも江戸後期には、村民はそのような事業から得られる金銭収入に期待するようにもなっており、生産の拡大に比例して村への潤助が増加するべきであるという意識も生じていたようである。

百姓稼山の利用に対して賦課された「山役」は基本的に約30戸の村民の家で均等割りされ、百姓稼山を利用できるのは、基本的に各家1人ずつに限ることになっていた。また、他村の商人等に百姓稼山内の樹木を売却する際の代金も、村民で均等割りにされることになっていた。そのような利用慣行が背景となり、「然上_者以来金主_江馴合、一己_ニ談事込、自分勝手儘之取斗ひ致し、村方押掠候者有之_者重_而惣百姓寄合相省急度相糺、村法を以仲間吟味可仕候」という強い文言で議定を結ばせることになったと考えられる。

IV. 明治初期における地域社会と鉱物資源

(1) 明治初頭における神岡鉱山の開発

神通川の支流、高原川をはさんで旧神岡町の中心市街船津町と向かい合う和佐保村の山内には、少なくとも江戸初期にまでその起源を遡る金山師集落が成立しており、19世紀以降には、二十五山を取り巻く和佐保村・鹿間村・東漆山村などの山域において、銅鉛山の

開発が盛んに試みられるようになった(図2)。1855(安政2)年に高山町に幕府陣屋直轄の銀絞吹所が設置されると、従来以上に安定した銅鉛の買い取りが行われるようになり、個人、もしくは数人で1坑を稼行する、きわめて零細な規模の下稼人がさらに増加して、この地域の鉱山開発が活性化した²⁴⁾。

Ⅱ章でみた、政府による民営鉱山開発の奨励は、多数の零細稼行者によって開発が進められるという、この地域の幕末以来の鉱山開発の特徴を温存することとなった(表2)。このようなあり方は、鉱山業の近代化を促進しようとする工部省の立場とやがて相容れな

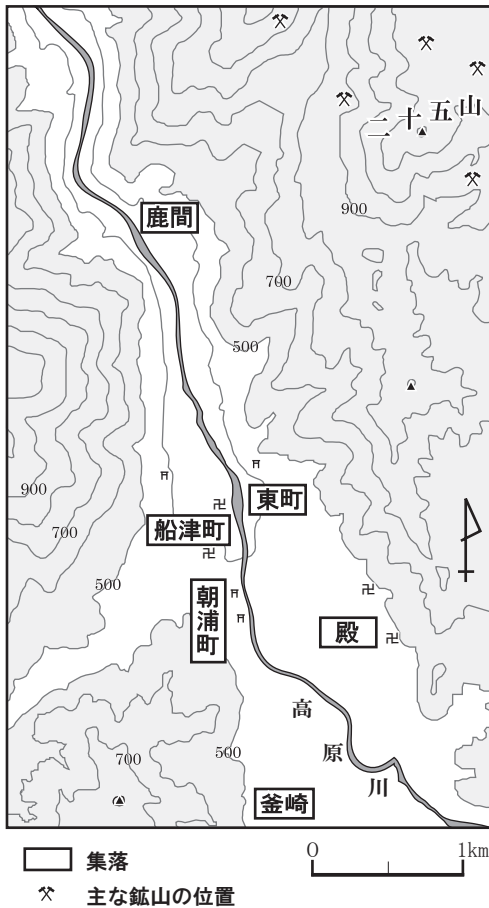


図2 神岡鉱山とその周辺

注：鉱山の位置は、坑口の正確な位置ではなく、江戸末期～明治初期の坑のおおよその分布範囲を示す。

表2 1873(明治6)年における神岡諸坑の稼行者の出身地

稼人出身地		稼人人数(人)	
飛騨国	吉城郡	船津町村	58
		朝浦村	15
		東町村	7
		その他	25
	大野郡	高山	87
		その他	7
	益田郡		2
美濃国		10	
越中国		9	
越前国		14	
越後国		3	
山城国		1	
不明		2	
計		240	

資料：三井金属鉱業修史委員会編『神岡鉱山史』1970、432-445頁

いものとなった。1885(明治18)年、工部省御用掛技師がこの地を視察し、具体的な知見に基づいて、零細な借区の統合と経営形態の刷新の必要性を強く主張している²⁵⁾。

三井組の神岡諸坑の買収の進展と鉱山の近代化について論じた佐々木正勇は、その経緯について、「商業及び貸し付けを通じて鉱山経営に乗り出していった中央の銀行資本が、地元で成長しつつあった萌芽的産業資本を、それに対する零細小経営の反発を巧みに利用しつつ打倒していった過程として捉えることができるのである。ここには更に工部省や岐阜県の官員達の動向に示されている、急速な資本主義の形成を意図した国家権力の関与が存在したのであった²⁶⁾」と主張している。民営鉱山の近代化について、この業績から学ぶべきところは多いが、そこでは、「中央-地方」、「公権力-民間」の2項対立的な図式がかなり強調されていることには注意せねばならない。

「地元で成長しつつあった萌芽的産業資本」とは、比較的富裕な稼行者によって、鉱山の近代化を目指して設立されていた「大富社」

を指す。そのメンバーは、船津町の商人を中心としており、江戸末期の開発の中心であり、多くの下稼人の上に立ちつつ自らも坑を所有、経営した「山先歩合持ち」の系譜を引く者も含まれていた²⁷⁾。

佐々木はさらに、零細稼行者のみでなく、船津町の商人も三井組と対立する立場にあったとも主張している。『一月廿五日ヨリ神岡人民舟津町ニ参集セシモノ殆ント千有余人、連判ヲ以三井ニ至リ、岐阜県庁へ出願シタル間モ取締花輪正模ヲ突殺セヨト、花輪正模ヲ殺セハ神岡鉱業人ト船津町商人ニハ別条之レ無シト…』 藩旗を立てての騒擾となった²⁸⁾と、三井組の進出に対する反対運動が船津町をあげて繰り広げられたという記述がある。中央資本の進出に対する、地方住民の警戒、反対は、多かれ少なかれみられたであろう。だが、果たしてそれをただちに地域の大勢と考えてよいであろうか。次節では、明治初期より鉱山稼行者と取引をもっていた船津町の

商家、佐古屋の経営に関わる帳面を手がかりとして、船津町をはじめとする神岡鉱山周辺地域の人びとの近代化への移行期にあった鉱山への対応のあり方についてみることにする。

(2) 神岡鉱山の近代化と船津町商人

佐古屋は、同家の過去帳によれば、宝暦年間(1751~1764)に、飛越国境付近に位置した佐古村から船津町へ移住したとされる。船津町にあっては比較的新興の商人であり、町の中でも江戸期の町の中心部からやや外れた位置に居を構えていた。幕末期から明治期にかけて同家の当主であった佐古屋清七郎は、「萬売買之帳」「大福萬農帳」など経営に関する帳面類を多数書き残している。佐古屋は、米の売買を中心に、さまざまな生活物資の販売、金融にも携わっていた。清七郎の活動した時期は、まさに鉱山近代化への移行期に相当しており、帳面の中には鉱業関係者も含まれていた。表3には、同家の「明治六年大福

表3 船津町村佐古屋大福帳に記載された鉱山関係者との取引(1873年1月~74年2月)

	貸金	米販売	その他	備考
萬 慶吉※	461両2分(9)	2俵(1)		貸金のうち12両2分は前年度までの貸越分 貸金のうち1両3分は前年度までの貸越分 貸金はすべて貸越分
保城 権七郎※	20両1分(6)	48俵(10)	糠3斗2升(1)	
今村 幸三郎※	153両1分2朱(2)	10俵(1)		
時原 孫市	21両2分(3)	25俵(21)	味噌17.8貫(3)、わらじ1足(1)、塩15.8貫(1)	
紋兵衛	6両3分(1)	6俵(6)	味噌13.9貫(2)、塩1升(1)	
長谷川 喜平	—	5俵(5)	塩5升(1)、ふのり(1)、茶1斤(1)	
藤村 永助	3両1分	—		
和助	5両(2)	2俵(2)		
永蔵	—	6俵(5)		
次右衛門	銭500文(1)	1俵(1)	たまり1升(1)、田作2升(1)、にしん2把(1)、酒5升他(1)、草履1足(1)	
川上 与兵衛	—	13俵(7)		
喜三郎	—	2俵1斗(2)		
吉村 山三郎	26両(2)	1升5合(1)	糠9升6合(3)、俵4つ(2)	
白鳥 甚九郎	176両(4)	—	塩8.6貫(1)	

資料：飛騨市神岡町佐藤家文書「明治六年 大福萬農帳」

注

- ・取引相手の名前の表記は資料の通り。
- ・金額や数量の後ろの()内の数字は取引の回数
- ・名前の後ろに※印があるのは船津町居住の者。

萬農帳」を資料として、帳面の記載や、他の関連資料から、鉱山関係者と判断された者の取引内容を整理して示した。この年は、「日本坑法」に基づいて借区の申請がなされた年である。神岡地域の諸坑では、多数の零細坑区が申請され、鉱山開発ブームとよいかい状態を呈していたとされている。

この年に佐古屋と取引があった、鉱山関係者とみられる者は14名であった。船津町の居住者3名は、金銭の貸し付けが取引の中心を占めていた。いずれも有力な商人であったことから、必ずしも鉱山業への投資のための借り入れではなかった可能性も想定されるが、今村幸三郎は、高山県より鉱山取締役に任命されており、前年の1872（明治5）年には、同じく鉱山取締役に任じられていた船津町の津野保昌、高山町（現岐阜県高山市）の山崎文吉、益田郡尾崎村（現岐阜県下呂市萩原町）の二村卯兵衛とともに、大富銅山に通銅坑、排水坑の掘削を試みている。この事業が前述の大富社へとつながることになる。9度に渡って、計461両を借り入れている萬慶吉もやはり有力な鉱山経営者のひとりであり、大富社のメンバーでもあった。こうしたことをみると、彼らの借入金はいくらかは、鉱山業と関連するものであったとみてよいと思われる。

1～2俵の米をほぼ7～10日おきに21度に渡って購入するなど、もっとも頻繁に取引があった時原孫市は、吉城郡丸山村（現岐阜県飛騨市神岡町）の旧家であった。取引の頻度は多くないが、金26両を借り入れた吉村山三郎も、農村部の釜崎村（現飛騨市神岡町）の旧家であった。江戸期には、この地域の鉱山における小規模稼人の多くは、高山町、あるいは船津町の居住者であった。明治初頭にも、その傾向は変わらなかったが、孫市や山三郎のように農村部の者の参入があったのは、明治初年以降の鉱山の「一般私人への開放」の方針の影響といえるかもしれない。江戸末期以来、高山町や船津町に居住した鉱山

関係者は、両町の商人、あるいはそれらから仕送りを受けた鉱山業者であった。佐古屋は、農村部の出身者のような、新興参入者へ物資の供給や資金の融通を主に行っていたのではないかと推測される。

表4は、1879（明治12）年1月～1880年2月の鉱山関係者との佐古屋の取引を示したものである。取引相手の人数は1873年とほぼ同数だが、顔ぶれが大きく変わっていることがわかる。前にみたように、日本坑法公布前後の時期は、新たな参入者もあって鉱山開発が活性化された時期ではあったが、坑の経営環境は厳しいものであり、稼行者の撤退、交替は頻繁に生じたと考えられる。

また、取引の頻度が高い者が増加している。1873年においても比較的頻繁に取引があった時原孫市に加え、高瀬銀蔵、杉原吉助、森下善三郎らについても、ほぼ年間を通じて米をはじめとする物資を佐古屋から購入している。

零細稼行者の資金繰りの状況を、表3中に名前のみられた吉村山三郎を例にみてみよう。山三郎は、1871（明治4）年、東漆山村取切山18番坑の稼行を開始したとされる²⁹⁾。さっそく1872（明治5）年11月に、金200円を、鉱山業振興のために県によって設けられた「鉱山基立積金」のうちより借り入れている³⁰⁾。同年には、佐古屋からも金59両と銀4匁8分2厘の借り入れがあった³¹⁾。翌1873年1月に船津町の有巢利十郎より金50両³²⁾、5月には荒銅80貫目を抵当として殿村の田中卯吉から50円を借用している³³⁾。1874（明治7）年6月、自宅の土蔵、稼行中の取切山18番坑とその飯場、吹屋を抵当に船津町の東雲清七郎から400円³⁴⁾、同年7月、畑1反を質地として、津野保昌より50円を借り入れている³⁵⁾。この間の1874年3月、船津町の田口忠吉郎に荒銅187貫目を売り渡す契約を結び、内金として150円を受け取っている³⁶⁾。山三郎の銅坑経営はまさに自転車操業といった状況で

表4 船津町村佐古屋大福帳に記載された鉱山関係者との取引(1879年1月～80年2月)

	貸金	米販売	その他
時原 孫市	120円(2)	39俵1斗(40)	味噌53.1貫(8), 油3斗5升(2), 塩0.5俵1升(2)
山崎 久四郎	42円15銭(3)	5俵(5)	
高瀬 銀蔵	137円9銭5分(10)	67俵(67), 餅 米2斗1升(3)	酒1石3斗9升2合(23), 鉛18.6貫(2), 塩2.5俵7升7合5勺(5), 草履20足(6), 筵5枚3束(2), 小豆5升(3), えぶ※1つ(1), 銀199目(1), 油8斗(5), 蠟燭0.5斤(1), 豆腐(1), 茶2斤(1), プリキ7つ(4), かす13貫(1)
岸田 与平	130円(2)	7俵(5)	油4斗(2), プリキ4つ(2)
杉原 吉助	207円52銭5分	89俵(88), 餅米1斗(1)	味噌81.8貫(9), 小豆6升5合(2), 油6斗(5), 油入1つ(1), プリキ4つ(3), 塩1俵1斤5合(3), 茶2斤(1), たまり5升6合(2)
神田 甚兵衛	243円(5)	—	油6斗(3), プリキ6つ(3), 塩0.5俵(1), ほきん ^{※2} 2本(2)
時原 孫助	—	3俵(3)	
大留社	—	—	鉛104.3貫(3), 石炭6俵(1)
石田 常蔵	10円(1)	—	鉛19.9貫(1)
松山 清次郎	255円(6)	—	
なかしま 永蔵	14円50銭(5)	—	
大前 才兵衛	300円(4)	10俵(6)	油4石(19), プリキ40つ(19), 草鞋30足(1)
森下 善三郎	60円(3)	71俵(71)	筵1束(1), 草鞋40足(3), 7斗(7), 油入1つ(1), プリキ6つ(6), ほきん ^{※2} 1本(1), 縄2束(1)

資料：飛騨市神岡町佐藤家文書「明治12年 大福萬之帳」

注

・取引相手の名前の表記は資料の通り。

・金額や数量の後ろの()内の数字は取引の回数

※1 選鉱等に用いる竹製の道具

※2 どのような品物であるか不明

あった。多かれ少なかれ、この時期には他の零細稼行者の多くも同様の経営状況にあったと推測される。それでも、銅や鉱業施設、あるいはそのものを抵当とすることで借金が可能であったのは幸いであったといえる。この時期には、稼行者は借金をしてでも積極的に資金を調達して開発を進めようとしたし、船津町などの町場には、それに応じて融通することが可能な者にも事欠かなかった。

しかし、そのような状況は長くは続かなかった。1877(明治10)年には、船津町の有力商人で、幕末期以来、坑の経営や稼行者への仕送りに携わってきた者たちが次々とそれから手を引くようになった³⁷⁾。撤退の機を見誤った者の中には破産する者も現れた。船津町の有力商人のひとり、有巢利十郎はその代表的な例であった。有巢は自身の坑や居宅等を抵当として三井組から資金を調達して、自らも坑を経営しつつ、他の零細稼行者へ資金を貸し付けていたが、他人への貸付の返済

が滞ったあげくに、抵当物件を三井組に渡さざるを得なくなった³⁸⁾。以後、三井組は有巢屋の屋敷に拠点を置いて、投資の回収の代わりに坑区の拡大を進めることとなるのである。

改めて表4をみよう。取引相手の中に、大富社が含まれている。その取引内容は、鉛100貫余り、石炭6俵と、生産資材に限られていたが、他の取引相手と比べても、取引額は大きいものであった。大富社の主要メンバーは、今村幸三郎や萬慶吉など船津町の商人であったことから、同社と佐古屋との間に取引があったのはごく自然なことであったといえる。一方、高瀬銀蔵、杉原吉助、森下善三郎は、佐々木正勇によれば、「反大富社」グループの中心人物であった³⁹⁾。また、松山清次郎は、菅沢銅山において三井組の下稼ぎを行った者であった。このような取引先からみる限り、少なくとも佐古屋は、いずれかの勢力に与するという意図はなかったようである。

1887(明治20)年までに、三井組による全坑区の買収が完了した。その影響は、佐古屋の商売にも影響を与えていたであろうか。表5には、その翌年、1888(明治21)年の「大福萬之帳」に記載された鉱山関係者を抜き出して示した。この頃の同家の大福帳は、同年までの貸越金の金額が記入されているのみで、具体的な取引の内容については記されていないため、ここでは名前と貸越金額を示すに留まった。他の資料等からわかる限り、ここに記載された鉱山関係者の属性や背景について確認することにしよう。

高瀬銀蔵は、すでにみたように、大富社と対立するグループの一員であった。岸田与兵衛は、表4の岸田与平と同一人物かと思われるが、この者は従来鉱砂稼ぎに携わってきて、三井組による坑区の買収に際して、稼行の保護を歎願し、しばらくの間従来通りの稼行を認められた者の一人であった⁴⁰⁾。松山清吉は、三井組によって買収された菅沢鉱山のうちの1坑の下稼ぎを行っていた。他の多くの者については、素性が明らかではないが、佐古屋の取引先には、この時期になると、三井組と関係を持つ者がみられるようになって

いることが確認できる。

大福帳に鉱山関係者として船津町商人の名がみられなくなった一方で、佐古屋の鉱山業との関わりは、減退するどころか、むしろ広がりを見せていた。これ以後も、従来と同様に物資の販売や金融が行われたのみでなく、鉱山へ森林資源を供給する事業が行われた。当時の鉱山業においては、坑木として用いられた材木のほか、製錬施設における主要な燃料のひとつとして、楳木が大量に消費された。1890年代半ば頃には、鉱山周辺の樹木が減少したため、高原川上流においてそれらを伐採、生産し、河川を利用して流送することが行われるようになった。このような事業は昭和初年まで行われたというが⁴¹⁾、遺された帳面類から知られる限り、佐古屋は1900年代までこの事業に関わっていた。

また、佐古屋は、富山県上新川郡小見村(現富山県富山市)や石川県羽咋郡宝達村(現石川県宝達志水町)の鉱山への進出を試みた古河市兵衛の代理人として、村と交渉し、借区出願への同意を取り付けている⁴²⁾。佐古屋がどのような経緯で古河と関係を持つようになったかは現在のところ明らかではないが、少なくともこの商家には中央資本の進出を拒絶するような姿勢はまったくみられず、むしろ商機の拡大の機会と捉えていたようにすら思われる。

表5 船津町村佐古屋大福帳に記載された鉱山関係者との取引(1888年)

	貸金	米販売
岸田与兵衛	398円59銭	1886年4月
杉原 吉郎	833円10銭5厘	1886年3月
田中 宇助	22円10銭4厘	1886年6月
土森辰右衛門	450円27銭3厘	1886年12月
高瀬 銀蔵	5円80銭	1885年12月
中嶋 永蔵	120円	1885年12月
宗七	7円20銭	1885年12月
大家 永吉	442円42銭9厘	1886年5月
松山 清吉	819円90銭6厘	1888年2月
黒木 新吉	44円36銭2厘	1886年2月
松田 米楠	61円57銭8厘	1886年10月
坂井 徳助	1104円5銭	1886年10月
巢内 伊助	147円31銭	1888年12月
番東与二郎	1円	1885年10月

資料：佐藤家文書「明治21年 大福萬農帳」

V. おわりに

鉱物資源が産出される地域に生活する人びとの視点から鉱物資源開発の展開をみると、国家による支配、グローバル経済といった視点からみた際とは、自ずと異なった構図が見えてくる。

鉱物資源自体は、直接、地域の人びとの利用に供されるものではないことが多いが、その開発を通じて、さまざまな形で生きる糧を得つつ、人びとは地域社会を保ってきた。

本稿でみた中津川村鉱山の例からは、鉱物

資源が域内にある、ということ自体が、繰り返し開発者の流入を招き、村民の生活を維持することに寄与していたという点で、まさに重要な「資源」であったということができよう。ここにみたように、開発の拡大がときに開発主体との間の軋轢を生むこともあったが、それでも村民らは生活の糧のために、一定の秩序のもとに開発主体を迎え入れようとしたのであった。

明治初期の神岡鉱山の例は、江戸後期の施策の継承から西欧の鉱業技術を用いた積極的な開発へと転換した過渡期における事例であり、しばしば中央対地方、公対民間といった二項対立的な図式で捉えられてきたが、本稿においてみた限りでは、必ずしも住民の鉱山開発への関与のあり方は一様ではなく、近代化への対応もまたさまざまであった。鉱山開発ブームに乗って、直接鉱物資源の開発に関わる形ではなく、そのブームや中央資本の進出という事態に新たな商機を見だし、江戸末期とは異なった鉱山との関わり方を模索した者は、佐古屋ひとりに限らなかったであろう。

船津町のような町場が付近にあった神岡鉱山に限らず、中津川村のような山間村落であっても、多くの小前百姓と名主所左衛門家のように、立場によって住民の鉱山への対応は一様ではなかった。それぞれの住民の資源開発への視線の相違に着目することは、より鮮やかな地域社会のあり方を描き出すことにも寄与し得るであろう。

国内の鉱山のほとんどが操業を停止した現在であるが、地域おこしの材料として、観光資源として、これまでとはまったく異なった形で、鉱物資源が注目されるようになっていく。それらに資するためにも、その地域で行われた鉱物資源開発のあり方やその意義に関する具体相の解明が、ますます必要とされるであろう。また、このような新しい活動に、地域住民がどのように対応したか、行政や中

央の資本とどのように対峙したか、ということも重要な検討のテーマとなり得るように思われる⁴³⁾。今後のさらなる事例研究の蓄積が望まれるところである。

(東京都立産業技術高専)

〔注〕

- 1) 石村善助『鉱業権の研究』勁草書房、1960。
- 2) とくに日本史学の分野においては、その傾向が顕著である。たとえば、以下の業績があげられる。①小葉田淳『日本鉱山史の研究』岩波書店、1968。②山口啓二『幕藩制成立史の研究』校倉書房、1974。③佐々木潤之介「鉱山における技術と労働組織」(『岩波講座日本歴史11 近世3』岩波書店、1976)、209-247頁。④伊東多三郎『近世史の研究 第五冊』吉川弘文館、1984。⑤長谷川成一『北の世界遺産白神山地の歴史学的研究—森林・鉱山・人間—』清文堂、2014。⑥今井典子『近世日本の銅と大坂銅商人』思文閣、2015。
- 3) 前掲2) にあげた業績のうちにも、鉱山町の社会について言及されている部分もあるが、とくに鉱山社会を主題に据えたものとして、以下のような業績などをあげることができる。荻慎一郎『近世鉱山社会史の研究』思文閣、1996。仲野義文『銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会—』清文堂、2009。
- 4) たとえば、斎藤実則「鉱山業の近代化と地域社会の展開—小坂・院内鉱山の場合—」歴史地理学紀要6、1964、129-148頁。
- 5) Alex Golub, *Leviathans at the gold mine – Creating Indigenous and Corporate actors in Papua New Guinea*, Duke University Press, 2014。
- 6) 前掲2) ①3頁。
- 7) もっとも上納された運上は、たいいていそのまま下付されたという。前掲2) ②198頁などを参照。
- 8) 前掲2) ①9頁。
- 9) たとえば、石見銀山や佐渡金銀山のような幕府の直轄鉱山では、幕府の出資、あるいは

は資金の貸し付けによる大規模な排水坑の掘削が行われた。原田洋一郎『近世日本における鉱物資源開発の展開—その地域的背景—』古今書院、2011、160-162頁

- 10) 前掲9) 25-26頁。
- 11) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、1934、893頁。
- 12) 前掲2) ①12-13頁。
- 13) たとえば、弘化～嘉永期の中津川村鉱山にも関与した江戸品川伊勢屋平作や佐野天明町の正田利右衛門などの例がある。前掲9) 49-51頁。
- 14) 長谷川成一「近世初期の鉱山開発と『天下之御山』論—北日本を中心に—」(長谷川成一・関根達人・瀧本壽史編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第1巻、清文堂、2007) 59-88頁。
- 15) 大蔵省編『工部省沿革報告』、1889、117頁。
- 16) 前掲9) 21-22頁。
- 17) 佐々木正勇「官行鉱山と傭外国人」日本大学史学会研究彙報8、1964、50-51頁。
- 18) 内閣官報局編『法令全書 明治二年』、1887、89-90頁。
- 19) 前掲1) 44-146頁。
- 20) 川崎茂「日本産業革命期における鉱業の空間的展開」歴史地理学紀要6、1964、99-127頁。
- 21) 前掲9) 37-57頁。
- 22) 秩父市中津川逸見家文書、嘉永4年「鉛山稼振村方難儀之事」
- 23) この件に先立つことおよそ70年以前の1786(天明6)年にも、銅山稼行をめぐる、同様の問題が生じていた。この時は訴訟にまで至っていた。
- 24) 前掲9) 113-137頁。
- 25) 杉村次郎「飛騨神岡鉱山記事」日本鉱業会誌7、1885、441-564頁。
- 26) 佐々木正勇「民営鉱山における近代化—明治前期の三井組神岡鉱山を中心に—」日本大学人文科学研究所研究紀要10、1967、21頁。
- 27) 「山先歩合持ち」は、1848(嘉永元)年、和佐保村字北平銅鉛山の稼行を金200両で前稼行者より譲渡された船津町村の商人を中心とする者であった。当初は8名であったが、一種の「株」のように、その立場が売買された結果、構成員やその人数は年ごとに変化している。彼らは、立場上は鉱山稼人ではあったが、開発資本等を供給して、実質的な稼行は「下稼人」に行わせていた。「山先歩合持ち」は、自らの坑から産出される鉱物からの利益だけでなく、下稼人らの産出高から、その10%にあたる額を「分一」として受け取っていた。
- 28) 前掲26) 17頁。
- 29) 三井金属修史委員会編『神岡鉱山史』三井金属鉱業株式会社、1970、444頁。
- 30) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治5年11月「御金拝借之事」。
- 31) 飛騨市神岡町船津佐藤家文書、明治5年9月「漆山前金ヅ覚帳」。
- 32) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治6年1月「証」。
- 33) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治6年5月「証」。
- 34) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治7年1月「借用金証」。
- 35) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治7年7月「証」。
- 36) 神岡町史編纂室所蔵、飛騨市神岡町釜崎吉村家文書、明治7年3月「証」。
- 37) 原田洋一郎「地元住民の商業活動よりみた鉱山業近代化の一側面」東京都立航空工業高専平成12年度研究紀要38、2001、129-140頁。
- 38) 前掲29) 547-550頁。
- 39) 前掲26) 20頁。
- 40) 前掲26) 17頁。
- 41) 前掲37) 135頁。
- 42) 飛騨市神岡町船津佐藤家文書、明治20年7月「納得定約書」、年欠「鉱山試掘之儀二付建言」などによる。
- 43) 実際に、近年はこのようなテーマの研究もみられるようになってきている。たとえば、齋藤讓司「地域資源としての近代化遺産の保存活用の課題」地域研究年報33、2011、109-122頁。